

令和7年

第3回定例会報告

第3回定例会には次のとおり議案が上程されました。議案の賛否状況及び議決結果は次のとおりです。

【全会一致で可決等された議案】

議案番号	議案名
	議案の主な内容
議第42号	令和7年度土岐市一般会計補正予算（第2号）
	補正額919万4千円
議第43号	令和7年度土岐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	補正額225万4千円
議第44号	土岐市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例について
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、条ずれが生じたため、所要の改正をするもの。
議第45号	土岐市税条例の一部を改正する条例について
	地方税法等の一部改正に伴い、新たに創設された特定親族特別控除を規定する等のため、所要の改正をするもの。
議第46号	土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
	多機能端末機により交付する証明書に係る手数料の額の特例を、本庁に設置する多機能端末機にも適用するため、所要の改正をするもの。
議第48号	東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会共同設置規約について
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会を多治見市、瑞浪市と共同で設置するため、議会の議決を求めるもの。
議第49号	焼却施設2号炉等整備工事の請負契約について
	焼却施設2号炉等整備工事の請負契約を1億9,855万円で、三機グリーンテック株式会社と締結しようとするもの。
議第50号	財産の取得について
	小中学校の児童・生徒用タブレット端末を2億5,993万4,840円で教育産業株式会社・株式会社内田洋行共同企業体 代表構成員 教育産業株式会社 岐阜営業所から取得しようとするもの。
7 請願 第1号	「再審法改正を求める意見書」を国に提出することについての請願
	[請願者] 岐阜県弁護士会会長 小森正悟
議員提出 第1号	再審法改正を求める意見書の提出について
	[提出先] 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣（p.3～4参照）



【賛否が分かれた議案】

議案番号	議案名
	議案の主な内容
議第47号	土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	国民健康保険料の徴収の特例を廃止するため、所要の改正をするもの。
議第51号	第七次土岐市総合計画基本構想について
	総合的かつ計画的な市政運営を図るため、この基本構想を定めようとするもの。

議案番号	議決結果	伊藤 公男	安藤 勝彦	渡邊 豪	木股 英明	大久保 一夫	山内 健	後藤 正樹	安藤 学	小関 篤司	水石 玲子	水野 哲男	北谷 峰二	鈴木 正義	加藤 淳一	杉浦 司美	小栗 恒雄	西尾 隆久	塚本 俊一
議第47号	可決	○	○	○	○	○	○	議長	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第51号	可決	○	○	○	○	○	○	議長	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○…賛成 ×…反対

再審法改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、住民がえん罪被害に遭う可能性がある地方自治体にとっても、えん罪の防止やえん罪被害の救済は重要な課題といえる。

えん罪被害を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審ルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。

過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになって、その中にあった有罪に疑義を生じさせる証拠がえん罪被害を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要不可欠である。しかし、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判所や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害を一刻も早く救済するために、以下のとおり再審法を速やかに改正すべきである。

記

- 1 捜査機関が保有する全ての証拠を開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
- 3 以上のほか、えん罪被害の救済に資するように再審請求手続の審理のあり方に関する規定を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

岐阜県土岐市議会

委員会報告（民生常任委員会）

議第42号 令和7年度土岐市一般会計補正予算（第2号） 所管部分

質疑 次期校務支援システムとはどういったものか。

答弁 教職員の出退勤管理や児童・生徒の成績管理等を行う現行公務システムをクラウド化して岐阜県内でワークシートや指導要領などのやり取りを行うもの。

質疑 生活保護基準改定に伴う生活保護システム改修とあるが、どのように改定されたのか。

答弁 昨今の物価高騰などの社会経済情勢等を総合的に勘案し、臨時的・特例的な措置として、生活費を支援する生活扶助費について令和7・8年度の2年間1人あたり1,500円加算されるものである。

議第45号 土岐市税条例の一部を改正する条例

質疑 所得控除で新たに特定親族が追加されるとのことだが制度がどのように変わるか。

答弁 特定親族が年齢19歳以上23歳未満の方で、その中で所得が58万円から123万円までの方が、扶養には入れないが控除だけ受けられる。

議第46号 土岐市手数料徴収条例の一部を改正する条例

質疑 多機能端末が市役所本庁のどこに設置され、どのような機能があるか。

答弁 市役所東側玄関、市民課付近の設置を予定しており、行政サービスの他コピー機能等を備えている。

議第47号 土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

質疑 特例廃止ということで仮算定を無くすとのことだがこの目的は何か。

答弁 標準準拠システムを導入することでこれまでのような暫定的な保険料の算定ができなくなるため仮算定を廃止するものである。